

労働安全衛生法改正から一年が経過しました ～産業医-企業間の情報提供の重要性～

2019年4月1日付で労働安全衛生法が改正され、企業内の従業員健康管理や情報提供を的確に行うことが求められるようになりました。同法改正施行から約一年が経過します。産業医は独立性・中立性を保ちながら、企業内の健康管理やメンタルヘルス等に助言等を行います。

【産業医に対する情報提供等】

- 健康診断や長時間過重労働、高ストレス面接指導を実施後の就業上の措置の内容
- 長時間労働者（80時間超）の氏名や超過時間等の情報提供

【産業医の勧告の実効性の確保】

- 衛生委員会の意見及び講じた措置の内容等の議事録への記録・保存

【産業医等に相談が出来る環境整備】

- 健康相談に応じ、適切に対応するために必要な整備等の提言
(以上 労働安全衛生法改正部分の概要を一部抜粋)

当社でお手伝いしている産業医業務には、上記に加えて「産業医面談」の時間を確保し、従業員の心身の不調のご相談にも随時対応しています。

また専門スタッフ（精神保健福祉士）が産業医への相談の窓口として、企業側担当者と共に随時、情報交換しながらお手伝いいたします。

産業医の選任や変更等をご検討の企業さまはお気軽にご相談 お問合せください。

